

## 北広島市建設工事等の入札及び契約情報に関する事項の公表事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北広島市が発注する建設工事並びに建設工事に係る設計、監理、地質調査及び測量に関する業務の委託（以下「設計委託等」という。）の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次のとおりとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事及び設計委託等（以下「建設工事等」という。）であって北広島市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

- (1) 建設工事で予定価格が130万円を超えるもの（第4条の規定による公表にあっては、130万円を超えると見込まれるもの）
- (2) 設計委託等で予定価格が50万円を超えるもの（第4条の規定による公表にあっては、50万円を超えると見込まれるもの）

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条及び第7条に規定する事項とする。

- 2 前項の規定に基づく公表のほか、建設工事等の予定価格等（予定価格、調査基準価格及び最低制限価格をいう。以下同じ。）を公表する。ただし、他の契約の支障となるおそれがあるときは、この限りでない。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第4条 毎年度、4月に、建設工事等について、政令第5条第1項各号に規定する事項を公表するものとする。

- 2 前項の規定により公表した事項に変更がある場合においては、当該年度の10月及び市長が必要と認める時期に変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第5条 政令第7条第2項第1号及び第8号ロに規定する事項については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告の日から公表するものとする。

- 2 政令第7条第2項第2号から第7号まで並びに第8号イ、ハ及びニに規定する事項については、落札者の決定後速やかに公表するものとする。
- 3 第3条第2項の予定価格等については、別に定める場合を除き、落札者の決定後速やかに公表するものとする。

(契約の内容に関する事項の公表)

第6条 建設工事等の契約を行ったときは、遅滞なく、政令第7条第2項第9号及び第10号に規定する事項を公表するものとする。

- 2 契約を締結した建設工事等について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたと

きは、遅滞なく、変更後の契約に係る政令第7条第2項第9号ロからニまでに規定する事項及び変更の理由を公表するものとする。

(公表の期間)

第7条 第4条の規定による公表は、当該年度の3月31日まで行うものとする。

2 第5条及び前条の規定による公表は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日まで行うものとする。

(公表の方法)

第8条 公表の方法は、閲覧室又はインターネットによる北広島市のホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。